

## 仕様書

### 1 業務名

紐とけば堺 2025 におけるリアル謎解きゲーム作成業務

### 2 目的

公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下発注者という）が実施する「紐とけば堺 2025」において、来場者を対象にリアル謎解きゲームにより楽しみながら、堺の歴史・文化・伝統産業等を学ぶ機会をつくり、満足度向上や堺に対する知識の向上を図る。

### 3 履行期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

### 4 業務内容

#### (1) 謎解きキットの印刷物及びデータの作成

ア 堺の歴史・文化・伝統産業等をテーマにし、堺市内の各施設やスポットを回遊することで滞在時間向上に資する内容とし、印刷物及びデータを納品する。

イ 謎解きキットは、印刷物とする方針を軸に発注者と受注者が打ち合わせを行って決めること。謎解きヒントについては、オンライン上で参加者へ提供するものとする。

ウ 謎解きキットは、初心者向けと上級者向けの 2 段階に設定し、子供から大人まで幅広い世代に対応できる謎解きを作成すること。全ての漢字には、ひらがなのふりがなをつけ、文字の大きさはふりがなを除きおおむね 8 ポイント以上とし、アルファベットを利用した問題はなるべく避けること。

エ 謎解きキット本体は A4 カラー 1 冊とする方針を軸に発注者と受注者が打ち合わせを行って決めること。本体に、「主催:公益社団法人堺観光コンベンション協会、謎解き制作:(受託者名等)」を記載すること。

オ 謎解きキットのデータは、発注者が増刷できるデータとする。

カ 作成したものは、発注者に確認を行い、承認を受けるものとする。修正等の指示があった場合、受注者はその指示に従い、発注者との協議によって定めた日時までに修正をおこなうものとする。

キ 発注者及び受注者が既に保有している画像を使用する場合は、発注者と協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像及び画像の対価は無償とする。

#### ク 制作時期

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで。ただし印刷物は、イベント初日の 1 週間前までに間に合うように納品すること。

#### ケ LINE 公式アカウントの作成

LINE 公式アカウントを作成し、LINE 上で謎解きを進行できるシステムを構築すること。また、謎解きヒントを LINE 上で共有できる仕様とすること。各謎解きスポットの来場者数、クリア数、

クリア率等の集計を行うことができる仕様とすること。

コ WEB アンケートを作成し、参加者がオンライン上で回答できるような仕様とすること。

## (2) 広報物作成・イベント告知

ア 謎解きイベントを告知することで、堺市内誘客の増加に資する内容とし、ウェブサイトを作成すること。また、告知用のデザインデータを納品すること。

イ 広報物作成及びイベント告知にあたっては、開催概要、開催期間、開催エリア、内容、所要時間目安、対象年齢、参加費、謎解きの遊び方、謎解きクリア特典の紹介、注意事項等を日本語で記載すること。デザインや詳細については、発注者と受注者の協議のうえ進めること。

ウ 謎解き告知デザインデータを作成し、発注者が印刷してポスター使用することができるデザイン及びデータとする。

エ 作成したものは、発注者に確認を行い、承認を受けるものとする。修正等の指示があった場合、受注者はその指示に従い、受注者との協議によって定めた日時までに修正を行うものとする。

オ 発注者及び受注者が既に保有している画像を使用する場合は、発注者と協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像及び画像の対価は無償とする。

カ 受託者が既に保有する SNS において、当該謎解きイベントを告知すること。その他、効果的な PR・広報案について発注者へ提案し、実施すること。

キ イベントの開催概要や内容等に修正があった場合は、その都度、周知すること。

ク 制作時期

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで。ただし、イベント告知の時期に間に合うように納品すること。

## (3) 謎解きクリア特典の開発

ア 周辺施設や飲食店で利用できるクーポンを、LINE 公式アカウントを通して発行すること。クーポンの内容、発行方法、運用等については、発注者との協議のうえ進めること。

イ 制作時期 契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日まで。ただし、謎解きイベントの 1 週間前に間に合うように納品すること。

## (4) 謎解きキットの見直し

作成後も謎解きキットに修正等の指示があった場合、受注者はその指示に従い、修正をおこなうものとする。修正した謎解きキットのデータは、発注者が増刷できるデータとする。

## 5 成果物の納品

(1) 受注者は、次に掲げる事項について発注者へ納品すること。

ア 謎解きキット 10,000 部

受注者は発注者が指定する場所に、謎解きキットを納品すること。

イ 謎解きキットの電子データ

AI データ等、発注者が増刷して使用することができ、また、広報等のためデザインを損なわない範囲で加工・編集できる形式で提出すること。

ウ 謎解き用ウェブサイト

エ 謎解き用 LINE 公式アカウント

オ LINE 公式アカウント運営マニュアル

受注者は発注者が LINE アカウントの運用を円滑に行うことができるよう、マニュアルを作成し納品すること。

カ WEB アンケートデータ

参加者がオンライン上で回答できる WEB アンケートを作成し、データを納品すること。

キ 謎解き告知デザインの電子データ

AI データ等、発注者が印刷してチラシ・ポスター使用することができ、また、広報等のためデザインを損なわない範囲で加工・編集できる形式で提出すること。

ク 実施状況報告書(様式任意)

業務完了後は、委託業務の実施状況を取りまとめた実施状況報告書を作成し、提出すること。

## 6 契約に関する条件等

### (1)再委託等について

受注者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせることはできない。

受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に委託者へ届け出ること。

受注者は、再委託する場合には、堺市内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めることとする。

### (2)業務の履行に関する措置

ア 発注者は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求することができる。

イ 受注者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に発注者に書面で提出しなければならない。

### (3)権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の 権利を含む。)は発注者に帰属することとする。

イ 発注者は、受注者の承諾なしに成果物を増刷し、使用することができ、また、広報等のためデザインを損なわない範囲で加工・編集し、新たな資料を制作することができるものとする。

ウ 受注者は、発注者の承諾なしに成果物及び資料を他に利用してはならない。

エ 発注者は、本業務により制作された成果物を、実施する他の業務において、無期限で使用できるものとする。

#### (4)機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

#### (5)関係法令の遵守

受注者は本業務(再委託をした場合を含む)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一、問題が発生した場合は、受注者が責任のもと対応するものとする。

### 7 その他

(1)本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、発注者と受注者の協議の上進めるものとする。

(2)本業務の履行のため、発注者が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外への目的への使用や、第三者への提供はできない。

(3)本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。